

嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する意見書

平成31年1月23日午後5時半頃、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を強行した。嘉手納弾薬庫地区周辺でパラシュートを開いた9人の兵士は、住民居住地上空を横切り滑走路西側に降り立った。このような訓練は一步間違えれば重大な事故を引き起こしかねず、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている住民の平穏な暮らしを脅かすものであり、強い憤りを禁じ得ない。

パラシュート降下訓練は、日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において伊江島補助飛行場への移転が合意されており、明らかに日米合意違反である。本町をはじめ嘉手納飛行場に隣接する自治体の中止要請を押し切り降下訓練を強行した米軍に対し激しい怒りをもって抗議する。

嘉手納基地第18航空団は嘉手納飛行場で降下訓練を実施した理由について、「他の訓練との兼ね合いで伊江島補助飛行場では実施できない」「近日中に実施しなければ隊員の降下資格を失効する」と米軍の運用を優先したことを明らかにした。このことは「例外的措置」に関する日米合意の解釈を巡る問題が根本的な解決には至っていないことの証であり、日本政府は同問題解決に向け早急に取り組むことを切望するものである。

SACO合意後、嘉手納飛行場での降下訓練は10回を数え、今後も嘉手納飛行場を例外的な場合に限って使用するとの見解を盾に訓練が常態化すれば、米軍再編ロードマップで合意された「嘉手納飛行場の負担軽減」に逆行し、基地の機能強化に繋がることは明白である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止すること。
- 2 日米合同委員会において確認された例外的措置を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年1月28日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する決議

平成31年1月23日午後5時半頃、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を強行した。嘉手納弾薬庫地区周辺でパラシュートを開いた9人の兵士は、住民居住地上空を横切り滑走路西側に降り立った。このような訓練は一步間違えれば重大な事故を引き起こしかねず、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている住民の平穏な暮らしを脅かすものであり、強い憤りを禁じ得ない。

パラシュート降下訓練は、日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において伊江島補助飛行場への移転が合意されており、明らかに日米合意違反である。本町をはじめ嘉手納飛行場に隣接する自治体の中止要請を押し切り降下訓練を強行した米軍に対し激しい怒りをもって抗議する。

嘉手納基地第18航空団は嘉手納飛行場で降下訓練を実施した理由について、「他の訓練との兼ね合いで伊江島補助飛行場では実施できない」「近日中に実施しなければ隊員の降下資格を失効する」と米軍の運用を優先したことを明らかにした。このことは「例外的措置」に関する日米合意の解釈を巡る問題が根本的な解決には至っていないことの証であり、日本政府は同問題解決に向け早急に取り組むことを切望するものである。

SACO合意後、嘉手納飛行場での降下訓練は10回を数え、今後も嘉手納飛行場を例外的な場合に限って使用するとの見解を盾に訓練が常態化すれば、米軍再編ロードマップで合意された「嘉手納飛行場の負担軽減」に逆行し、基地の機能強化に繋がることは明白である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止すること。
- 2 日米合同委員会において確認された例外的措置を撤廃すること。

以上、決議する。

平成31年1月28日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長